

# 国際会計基準審議会討議資料 「負債測定における信用リスク」に寄せられた コメントレター分析

安 井 一 浩

## 1 はじめに

### 1.1 討議資料とスタッフ・ペーパー

2009年6月に国際会計基準審議会（the International Accounting Standard Board 以下：IASB）から「討議資料：負債測定における信用リスク（Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」（以下：討議資料（2009））が公表された。また討議資料（2009）に付随して「スタッフ・ペーパー：負債測定における信用リスク（Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」（以下：スタッフ・ペーパー（2009））が公表された。

討議資料（2009）では、コメントを求める4つの質問が示され、その内容は以下のとおりである。原文は英語であるが筆者が訳したものである。

#### 「質問1

負債が当初認識されたとき、負債に固有の信用リスクの価額を（a）常に取り入れる、（b）時として取り入れる、または（c）全く取り入れない、のいずれか。またなぜか。

（a）もし回答が「時として取り入れる」であれば、どのような場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外するのか。

（b）もし回答が「全く取り入れない」であれば、

（i）測定にはどの利率を利用するのか。

（ii）（もしあれば）計算額と現金受取額との差異は、どのように処理されるのか。

#### 質問2

負債の当初認識後の期末測定において、負債に固有の信用リスクの価額を（a）常に取り入れる、（b）時として取り入れる、または（c）全く取り入れない、のいずれ

か。またなぜか。もし回答が「時として取り入れる」であれば、どのような場合に、当初認識後の期末測定が、負債に固有の信用リスクの価額を除外するのか。

### 質問3

負債に固有の信用リスクの価額に起因する市場利率の変動による額を、どのように決めるべきか。

### 質問4

スタッフ・ペーパーは、負債測定と信用状態に対する3つのアプローチの区分を説明している。そのうちのどのアプローチが望ましいと考えるか、またなぜか。示されていない代替的な他の方法が存在するのか。】(討議資料(2009). p5)

なお上記、質問4に示されたスタッフ・ペーパーで説明された3つのアプローチは、以下のものを指すと解される。原文は英語であるが筆者が訳したものである。

- 「(a) 全ての負債をリスク・フリー利率と将来予測キャッシュ・フローを利用して測定し、債務不履行についての予想を除外する。(もしあれば) 計算結果と現金受取額の差額は、直ちに収益に負担させる。
- (b) 全ての負債をリスク・フリー利率と将来予測キャッシュ・フローを利用して測定し、債務不履行についての予想を除外する。(もしあれば) 計算結果と現金受取額の差額は、持分に負担させ負債の償還期間にわたって償却する。
- (c) 借入金と現金との交換により発生した負債を、現金受取額で測定する。現金との交換がない負債は、将来予測キャッシュ・フローを、債務不履行についての予想を除外した市場利率で割引いた現在価値で測定する。翌期以降は、市場利率の変動を取り入れて測定する。信用品質または信用相場から生じる変動は、市場利率から除外すべきである。これにより当初金額における信用格差を固定し、全てのリスク・フリー利率の変動は取り入れることとなる。」(スタッフ・ペーパー(2009). p 19. par 62)

## 1.2 これまでの考察

筆者は、拙稿(安井. 2012a)において2010年5月に公表された「公開草案：金融負債に関する公正価値オプション(Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities)」(以下：公開草案(2010))に対するコメントレターの分析を行った。そこでは金融負債に関するIFRSsの改訂過程におけるコメントレターの回答の反映状況を検討することを目

的とした。そこでは質問の設定方法について疑問が生じるような項目が存在するが、リサイクリングに関する事項を除いて、公開草案に寄せられた回答が概ね反映されているという結論が得られた（安井. 2012a. p 115）。

一方、同じ属性である回答者であっても回答内容が分散する点を指摘した。そこでは、負債に関する会計基準がどうあるべきかの判断について「普遍的な判断基準が存在しない」（安井. 2012a. p 117）という仮説を提示している。

また拙稿（安井. 2012b）では、IASB およびその前身の国際会計基準委員会（the International Accounting Standards Committee: 以下 IASC）が公表した公開草案、討議資料、その他の資料をもとに「金融負債の公正価値評価の是非」および「自身の信用リスクの変動に起因する部分を公正価値変動に含めるか否か」の2点について、その根拠の分析を行った。その結果、根拠はいずれも論理的に不完全であるか、あるいは実証的に不完全なものであった。同様に拙稿（安井. 2013a）では公開草案（2010）に対するコメントレターのうち各国の会計基準設定組織からの回答18通について根拠の分析を行った。結果として2か所の部分を除き根拠はいずれも論理的に不完全であるか、あるいは実証的に不完全なものであった。

### 1.3 本論文における検討事項

本論文では、討議資料（2009）において取り上げられた論点について、回答者の分類と、回答内容の分散状況の検討を行うものである。なお拙稿（安井. 2012a）において分析対象とした公開草案（2010）とは異なり、討議資料（2009）は具体的な IFRSs 規定の改訂に関する意見収集を直接の目的としていない。そのため IFRSs 規定の改訂への反映状況の検証は行っていない。

## 2 コメントレター回答者の分類

### 2.1 コメントレターの公表と入手

IASB は、討議資料（2009）に対するコメントレターを公表している。本稿では、これらを IASB のウェブサイト<sup>1)</sup>から入手し分析の対象とした。ウェブ上では123通が公表されているが、異なる公開草案への回答が誤って公表されているものが1通あり実際には122通である。回答者を地域別<sup>2)</sup>、属性別<sup>3)</sup>に分類し集計した結果が（表 2-1）である。

### 2.2 回答者の所在地域

地域別に見れば、欧州からのものが59通と一番多く、全体の48.4%を占めている。次い

(表 2-1)

属性	地域	国際機関・多国籍組織		欧州			北米		中南米	アフリカ	中東	アジア			大洋州	不明	合計
		欧州域	その他	イギリス	EU 諸国	その他	アメリカ	その他				日本	中国	その他			
国際機関																	
銀行		1	1														2
監督機関		1	3														4
政府機関																	
会計基準設定組織					1									1	1		3
財政局								1							1		2
監督機関							1								1		2
銀行					2												2
中央銀行							1										1
非営利組織																	
会計基準設定組織		1		1	5			2					1	2			12
監督機関					1												1
業界団体																	
銀行		2	1	2	4			1									11
保険		1	1	2	2			3					1				12
会計士		1		4	4			1	2			1	1	1			16
産業界		1		1	1			1									4
アナリスト			1	1								1					3
その他			1	1	1			1						1			6
営利企業																	
銀行				3	4			2								3	14
保険					1			3								1	5
会計士事務所					5												5
コンサルティング				1	1			2									4
その他				2	2			1							1		7
個人				2	1							2				1	6
合計		8	8	25	28	6	15	7	0	2	0	6	1	4	11	1	122
地域計		16		59	22				0	2	0	11					122

で北米からのものが22通となっている。なお一部の国を除いて表に示していないが国別では、イギリス25通、アメリカ15通、ドイツ11通、スイス7通、フランス6通となっている。特にイギリスからの回答が多いことがわかる。ただし世界中に展開している大規模会計事務所からの回答5通は、いずれもイギリス法人あるいはイギリスに所在する事務所からのものである点は考慮する必要がある。

アジアからは11通であるが、このうち日本6通、中国1通となっている。人口、経済規模からすれば中国からのものが少ない。大洋州からは11通となっている。表には示していないが大洋州のうちオーストラリア10通、ニュージーランド1通となっている。特にオーストラリアからの回答が多くなっている。またアフリカからは2通、中南米および中東からは0通となっている。

上記の結果から、回答は全世界から寄せられているというよりも、欧州を中心に寄せられていることが判明する。また表には示していないが、イギリスおよびイギリス連邦加盟<sup>4)</sup>国からの回答が48通あり全体の39.3%を占めている。

### 2.3 回答者の属性

回答者の属性として業種別に見れば銀行関係が30通と最大となっている。その内訳は国際機関2通、政府機関2通、中央銀行1通、業界団体11通、営利企業14通である。また保険関係は17通となっている。その内訳は業界団体12通、営利企業5通である。これらの業種は、財務諸表の作成者および利用者として関心を寄せていることがわかる。会計士関係は21通となっており、その内訳は業界団体16通、会計事務所5通である。また会計基準設定組織は15通であり、その内訳は政府機関3通、非営利組織12通となっている。なお個人からの回答は6通となっている。個人回答者の属性の一つとして研究者が挙げられるが、個人からの回答の総数から見ても、研究者が他の属性の回答者に比べて少ないことがわかる。

## 3 回答内容の分析方法

### 3.1 討議資料（2009）および回答の対象

これまで筆者は、IASB およびその前身の IASC が公表した資料をもとに金融負債の評価およびこれに関連する論点について検討を行ってきた。対象とした資料は拙稿（安井 2012b. p 4-5）に示しているが、討議資料（2009）およびスタッフ・ペーパー（2009）を除いて、いずれも金融負債を対象としたものであった。しかし討議資料（2009）およびスタッフ・ペーパー（2009）はいずれも金融負債に限定せず、負債全般を対象とするもので

(表 3-1)

回答の対象		回答数
負債全体を対象		86
対象を特定	金融負債	24
	金融負債と保険負債	4
	デリバティブ	1
	保険負債	2
	保険負債と年金債務	1
	従業員給付債務	3
	市場性のある負債	1
	小計	36
計		122

ある。ただし寄せられた回答は必ずしも負債全般を対象とするものではなかった。筆者が内容から判断して、回答の対象を分類し集計したものが(表 3-1)である。

上記(表 3-1)から負債全体を対象としたものが70%を超えるものの、回答の対象が分散していることがわかる。定量的に集計する場合には、注意を要する点であると考えられる。そのため本論文においては上記の分類に従い回答の集計結果を示すものとした。

### 3.2 回答集計の方法

選択肢が示されている質問1, 質問2および質問4については、まず選択肢ごとに集計を行った。いずれかの選択肢を明確に示していない回答についても、その内容から判断した。

また質問1および質問2において「(b) 時として取り入れる」を選択したときに、負債に固有の信用リスクの価額を除外する場合を問う質問, おなじく質問1において「(c) 全く取り入れない」を選択したときにおける、利率と差額の処理方法を問う質問, 質問3および質問4における代替的な方法を問う質問については、回答の類型化を試みた。

選択肢が示されている質問に対して、選択肢以外の方法を提示している回答は「別提案」、論点を列挙するのみで結論を示していない回答は「無結論」、回答を示していないものは「無回答」とした。

なお集計にあたり回答内容の分散状況の検討を目的としているため、対象区分ごとに他に類似のものがない回答は、その内容にかかわらず、すべて「他に類するものがない回答」の類型としている。そのため回答が1通のみである「デリバティブ」、「保険負債と年金債務」、「市場性のある負債」の各対象区分では、類型を「他に類するものがない回答」とし

ている。またそれ以外の対象区分であっても、該当する回答が1通のみである場合は、「他に類するものがない回答」としている。

### 3.3 分散の程度の指数化

本稿は、回答内容の分散状況を検討するものである。ただし回答内容は非順位的な質的データ（カテゴリカル・データ）であるため、以下の「散らばり指数（ $D$ ）」<sup>5)</sup>を求めることにより、分散の程度すなわち散布度を検討することとした。

$c$ ：カテゴリー数  $N$ ：観測値の総数  $n_j$ ：各カテゴリー内の観測値の数

$$D = \frac{c(N^2 - \sum_{j=1}^c n_j^2)}{N^2(c-1)}$$

## 4 集計結果

### 4.1 質問1集計結果

#### 4.1.1 質問1回答対象別集計結果

質問1は、負債の当初認識時に負債に固有の信用リスクを、取り入れるか否かに関するものである。（表3-1）の区分に従い回答を集計した結果が以下の（表4-1-1）である。

（表4-1-1）

対象 \ 回答	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	無結論	無回答	計
負債全体	10	62	5	3	2	4	86
金融負債	11	5	2	1	2	3	24
金融負債と保険負債	0	4	0	0	0	0	4
デリバティブ	1	0	0	0	0	0	1
保険負債	1	0	1	0	0	0	2
保険負債と年金債務	0	0	0	1	0	0	1
従業員給付債務	0	0	2	1	0	0	3
市場性のある負債	1	0	0	0	0	0	1

質問1に対して「(b) 時として取り入れる」と回答した場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外する場合を問う、質問1(a)に対する回答を類型化し集計したものが、以下の（表4-1-2）である。類型化にあたっては、例えば「A」という回答内容と「AまたはB」という回答内容は別の類型とした。具体的には「価額がリスクを反映する場合以外」という回答内容と「価額がリスクを反映する場合以外または現金の授受によって生じた負債以外」という回答内容は別の類型とした。

(表 4-1-2)

対 象	類 型	回答数
負債全体	価額がリスクを反映する場合以外	16
	第三者との取引の結果生じた負債以外	10
	現金の授受によって生じた負債以外	9
	市場取引で生じた負債以外	6
	金融負債以外	4
	公正価値で測定する負債以外	2
	法律上の債務	2
	他に類するものがない回答	11
	無結論	2
	計	62
金融負債	価額がリスクを反映する場合以外	4
	他に類するものがない回答	1
	計	5
金融負債と 保険負債	保険契約にリスクが反映される場合以外	2
	他に類するものがない回答	2
	計	4

質問 1 に対して「(c) 全く取り入れない」と回答した場合に、利率と差額の処理方法を問う質問 1 (b) に対する回答を類型化し集計した結果が、以下の (表 4-1-3) である。

(表 4-1-3)

対 象	類 型	回答数
負債全体	他に類するものがない回答	3
	無回答	2
	計	5
金融負債	他に類するものがない回答	2
保険負債	他に類するものがない回答	1
従業員給付債務	他に類するものがない回答	1
	無回答	1
	計	2

また質問 1 に対する「別提案」の内容を集計したものが以下の (表 4-1-4) である。

(表 4-1-4)

対 象	類 型	回答数
負債全体	他に類するものがない回答	3
金融負債	他に類するものがない回答	1
保険負債と 年金債務	他に類するものがない回答	1
従業員給付債務	他に類するものがない回答	1

## 4.1.2 質問1属性別集計結果

次に回答者の属性別で集計を行った。(表2-1)において属性別で回答数の合計が10通以上ある、会計基準設定組織15通(政府機関3通, 非営利組織12通), 業界団体のうちの会計士16通, 保険12通, 銀行11通, および営利企業のうちの銀行14通について回答を集計した結果が以下の(表4-1-5)である。

(表4-1-5)

対象・属性	回答	(a) 常に取 り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	無結論	無回答	計
負債全体を対象								
会計基準設定組織		0	12	1	0	1	0	14
業界団体：会計士		3	10	0	1	0	1	15
業界団体：銀行		1	5	0	0	0	0	6
業界団体：保険		0	3	1	1	0	1	6
営利企業：銀行		1	8	0	0	0	0	9
金融負債を対象								
会計基準設定組織		1	0	0	0	0	0	1
業界団体：銀行		1	2	0	0	2	0	5
営利企業：銀行		4	0	0	0	0	1	5
金融負債と保険負債を対象								
業界団体：保険		0	3	0	0	0	0	3
保険負債を対象								
業界団体：保険		0	0	1	0	0	0	1
保険負債と年金債務を対象								
業界団体：保険		0	0	0	1	0	0	1
従業員給付債務を対象								
業界団体：保険		0	0	0	1	0	0	1
市場性のある負債を対象								
業界団体：会計士		1	0	0	0	0	0	1

質問1に対して「(b) 時として取り入れる」と回答した場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外する場合を問う、質問1(a)に対する負債全体を対象とした回答のうち、回答数の合計が10通以上である属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からのものを類型化し集計した結果が以下の(表4-1-6)である。

(表 4-1-6)

属性	類型	回答数
会計基準設定組織	価額がリスクを反映する場合以外	5
	市場取引で生じた負債以外	2
	他に類するものがない回答	5
	計	12
業界団体：会計士	価額がリスクを反映する場合以外	2
	第三者との取引の結果生じた負債以外	2
	他に類するものがない回答	5
	無結論	1
	計	10

## 4.1.3 質問1回答の散布度

質問1の回答について、負債全体を対象とした回答および金融負債を対象とした回答について、無回答および無結論である回答を除き「3.3 分散の程度の指数化」で示した散らばり指数 ( $D$ ) を求めた。

・負債全体を対象 (表 4-1-7)

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 ( $N$ )	10	60	3	3	76
カテゴリー数 ( $c$ )	1	18	3	3	25
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	100	508	3	3	614

上記 (表 4-1-7) は、(表 4-1-1)、(表 4-1-2)、(表 4-1-3) および (表 4-1-4) から作成した。観測値の数 ( $N$ ) は、全体の回答数86通から、質問1、質問1(a)、質問1(b)のいずれかに対して無回答、無結論である回答10通を除いたものである。カテゴリー数は類型の数である。ただし「他に類するものがない回答」は各回答を1カテゴリーとした。例えば (表 4-1-2) の負債全体を対象とした回答で「他に類するものがない回答」は11通あるが、この場合11カテゴリーあり各カテゴリーに含まれる回答は1通とした。この結果「(b) 時として取り入れる」は「他に類するものがない回答」および「無結論」を除く7類型、7カテゴリーと11カテゴリーの計18カテゴリーとなる。また同じく (表 4-1-3) の負債全体を対象とした回答で「他に類するものがない回答」は3通あるが、この場合3カテゴリーあり各カテゴリーに含まれる回答は1通とした。

以上から散らばり指数 ( $D$ ) は以下のように求められる。なお示した数値は小数点以下第4位未満を四捨五入している (以下同じ)。

$$D = \frac{25 \times (76^2 - 614)}{76^2 \times (25 - 1)} = 0.9309$$

・金融負債を対象（表 4-1-8）

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 (N)	11	5	2	1	19
カテゴリー数 (c)	1	2	2	1	6
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	121	17	2	1	141

上記（表 4-1-8）は（表 4-1-7）と同様に、（表 4-1-1）、（表 4-1-2）、（表 4-1-3）および（表 4-1-4）から作成した。散らばり指数 (D) は以下のように求められる。

$$D = \frac{6 \times (19^2 - 141)}{19^2 \times (6 - 1)} = 0.7313$$

また負債全体を対象とした回答のうち、回答が10通以上ある属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からの回答を対象に、散らばり指数 (D) を求めた。なお（表 4-1-9）および（表 4-1-10）は（表 4-1-7）と同様に（表 4-1-5）および（表 4-1-6）から作成した。

・負債全体を対象 — 会計基準設定組織（表 4-1-9）

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 (N)	0	12	1	0	13
カテゴリー数 (c)	0	7	1	0	8
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	0	34	1	0	35

$$D = \frac{8 \times (13^2 - 35)}{13^2 \times (8 - 1)} = 0.9062$$

・負債全体を対象 — 業界団体：会計士（表 4-1-10）

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 (N)	3	9	0	1	13
カテゴリー数 (c)	1	7	0	1	9
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	9	13	0	1	23

$$D = \frac{9 \times (13^2 - 23)}{13^2 \times (9 - 1)} = 0.9719$$

## 4.2 質問2集計結果

## 4.2.1 質問2対象別集計結果

質問2は、負債の当初認識後に負債に固有の信用リスクを、取り入れるか否かに関するものである。(表3-1)の区分に従い集計した結果が以下の(表4-2-1)である。

(表4-2-1)

対象	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	無結論	無回答	計
負債全体	4	47	26	5	3	1	86
金融負債	7	7	7	1	2	0	24
金融負債と保険負債	0	2	2	0	0	0	4
デリバティブ	1	0	0	0	0	0	1
保険負債	1	0	1	0	0	0	2
保険負債と年金債務	1	0	0	0	0	0	1
従業員給付債務	0	0	2	1	0	0	3
市場性のある負債	1	0	0	0	0	0	1

質問2に対して「(b) 時として取り入れる」と回答した場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外する場合を問う質問2の後段に対する回答を類型化し集計したものが、以下の(表4-2-2)である。類型化にあたっては(表4-1-2)とおなじ方法によっている。

(表4-2-2)

対象	類型	回答数
負債全体	売買目的以外の負債	6
	償却原価法を適用する負債	3
	公正価値で測定する負債以外	3
	公正価値オプションを適用する負債以外	2
	他に類するものがない回答	32
	無結論	1
	計	47
金融負債	他に類するものがない回答	7
金融負債と保険負債	他に類するものがない回答	2

また「別提案」の場合の内容を集計したものが以下の(表4-2-3)である。

(表4-2-3)

対象	類型	回答数
負債全体	他に類するものがない回答	5
金融負債	他に類するものがない回答	1
従業員給付債務	他に類するものがない回答	1

#### 4.2.2 質問2 属性別集計結果

次に（表4-1-5）とおなじく回答数の合計が10通以上ある会計基準設定組織、業界団体のうちの会計士、保険、銀行および営利企業のうちの銀行についてについて属性別で集計を行った。結果は以下の（表4-2-4）である。

（表4-2-4）

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	無結論	無回答	計
負債全体を対象							
会計基準設定組織	1	6	6	0	1	0	14
業界団体：会計士	0	12	2	1	0	0	15
業界団体：銀行	0	5	1	0	0	0	6
業界団体：保険	0	4	1	1	0	0	6
営利企業：銀行	1	7	1	0	0	0	9
金融負債を対象							
会計基準設定組織	1	0	0	0	0	0	1
業界団体：銀行	0	3	0	0	2	0	5
営利企業：銀行	3	1	1	0	0	0	5
金融負債と保険負債を対象							
業界団体：保険	0	1	2	0	0	0	3
保険負債を対象							
業界団体：保険	0	0	1	0	0	0	1
保険負債と年金債務を対象							
業界団体：保険	0	0	0	1	0	0	1
従業員給付債務を対象							
業界団体：保険	0	0	0	1	0	0	1
市場性のある負債を対象							
業界団体：会計士	1	0	0	0	0	0	1

質問2に対して「(b) 時として取り入れる」と回答した場合に、負債に固有の信用リスクの価額を除外する場合を問う質問2の後段に対する、負債全体を対象とした回答のうち、（表4-1-6）と同じく回答数の合計が10通以上である属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からのものを類型化し集計したものが以下の（表4-2-5）である。

（表4-2-5）

属性	類型	回答数
会計基準設定組織	他に類するものがない回答	6
業界団体：会計士	売買目的以外の負債	2
	他に類するものがない回答	10
	計	12

## 4.2.3 質問2回答の散布度

質問2の回答のうち、負債全体を対象とした回答および金融負債を対象とした回答について上記の散らばり指数 ( $D$ ) を求めた。なお以下の (表 4-2-6) および (表 4-2-7) は (表 4-2-1), (表 4-2-2) および (表 4-2-3) から「4.1.3 質問1回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成した。また無回答および無結論の回答は除いている。

・負債全体を対象 (表 4-2-6)

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 ( $N$ )	4	46	26	5	81
カテゴリー数 ( $c$ )	1	36	1	5	43
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	16	90	676	5	787

$$D = \frac{43 \times (81^2 - 787)}{81^2 \times (43 - 1)} = 0.9010$$

・金融負債を対象 (表 4-2-7)

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 ( $N$ )	7	7	7	1	22
カテゴリー数 ( $c$ )	1	7	1	1	10
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	49	7	49	1	106

$$D = \frac{10 \times (22^2 - 106)}{22^2 \times (10 - 1)} = 0.8678$$

負債全体を対象とした回答のうち、回答数の合計が10通以上である属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からの回答を対象に、(表 4-2-8) および (表 4-2-9) を (表 4-2-4) および (表 4-2-5) から「4.1.3 質問1回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成し散らばり指数 ( $D$ ) を求めた。

・負債全体を対象 — 会計基準設定組織 (表 4-2-8)

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 ( $N$ )	1	6	6	0	13
カテゴリー数 ( $c$ )	1	6	1	0	8
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	1	6	36	0	43

$$D = \frac{8 \times (13^2 - 43)}{13^2 \times (8 - 1)} = 0.8521$$

・負債全体を対象 — 業界団体：会計士（表 4-2-9）

	(a) 常に 取り入れる	(b) 時として 取り入れる	(c) 全く 取り入れない	別提案	計
観測値の数 (N)	0	12	2	1	15
カテゴリー数 (c)	0	11	1	1	13
$\sum_{j=1}^c n_j^2$	0	14	4	1	19

$$D = \frac{13 \times (15^2 - 19)}{15^2 \times (13 - 1)} = 0.9919$$

### 4.3 質問3 集計結果

#### 4.3.1 質問3 対象別集計結果

質問3は、負債に固有の信用リスクの価額に起因する市場利率の変動による額を求める方法を問うものである。(表 3-1) の区分に従い集計した結果が以下の(表 4-3-1)である。

(表 4-3-1)

対 象	類 型	回答数
負債全体	基準金利との差額 (IFRS 第7号. B4 項等の方法を含む)	21
	他の質問への回答内容からこの質問への回答はしない	17
	特定の方法を指示すべきではない	5
	IFRS 第7号の方法	3
	基準金利との差額またはクレジット・デフォルト・スプレッド・レート	2
	他に類するものがない回答	7
	無結論	15
	無回答	16
	計	86
金融負債	基準金利との差額	3
	IFRS 第7号の方法	3
	他の質問への回答内容からこの質問への回答はしない	2
	他のリスク変動の残余	2
	他に類するものがない回答	4
	無結論	2
	無回答	8
	計	24
金融負債と保険負債	他に類するものがない回答	1
	無結論	1
	無回答	2
	計	4

(表 4-3-1) 続き

デリバティブ	他に類するものがない回答	1
保険負債	他の質問への回答内容からこの質問への回答はしない	2
保険負債と年金債務	他に類するものがない回答	1
従業員給付債務	他に類するものがない回答	1
	無回答	2
	計	3
市場性のある負債	他に類するものがない回答	1

上記(表 4-3-1)の類型では「基準金利との差額(IFRS第7号. B4項等の方法を含む)」と「IFRS第7号の方法」という2つのIFRS第7号を含む回答の類型を挙げている。2009年版IFRS第7号では第10項において以下の規定を設けている。なお英語版をもとに筆者が日本語に訳している。

「第10項 IAS第39号に従い、企業が金融負債を、損益を通して公正価値で評価するものとして指定した場合は、以下の事項を開示しなければならない。

(a) 以下のいずれかによって求められた、信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の、期間および累積変動額

(i) 市場リスクを引き起こす市況の変動に起因しない公正価値変動額

(付表B, B4項参照)

(ii) 負債の信用リスクの変動に起因する公正価値変動額を、より忠実に表示すると企業が信じる代替的方法」(2009年版IFRS7. par 10)

ここで示されている付表B, B4項では、負債の観察された時価から計算した利率から基準利率を控除する方法を示している。また適用ガイダンスIG11項では、具体的な数値による計算例が示されている。すなわち(表 4-3-1)の類型に示した「基準金利との差額(IFRS第7号. B4項等の方法)」とは、上記の第10項(a)(i)の基準金利との差額を用いる方法のみを示している場合であるとした。なお「等」には表現が異なる「IFRS第7号ガイダンスの方法」、同様の内容である「AASB (the Australian Accounting Standards Board) 第7号, B4項」等を含んでいる。また「IFRS第7号の方法」とは、上記の第10項(a)(i)に加えて第10項(a)(ii)で示された代替的方法を含むと解される場合とした。

#### 4.3.2 質問3属性別集計結果

次に(表 4-1-5)とおなじく会計基準設定組織、業界団体のうちの会計士、保険、銀行および営利企業のうちの銀行について属性別で集計を行った。結果は(表 4-3-2)のとおりである。

(表 4-3-2)

対 象	類 型	会計基準 設定組織	業界団体 ：会計士	業界団体 ：銀行	業界団体 ：保険	営利企業 ：銀行
負債全体	基準金利との差額 (IFRS 第 7 号、 B4 項等の方法を含む)	1	9	2	0	3
	他の質問への回答内容からこの質 問への回答はしない	5	1	1	1	0
	特定の方法を指示すべきではない	3	0	1	0	0
	他に類するものがない回答	2	2	1	1	2
	無結論	2	0	1	2	4
	無回答	1	3	0	2	0
	計	14	15	6	6	9
金融負債	IFRS 第 7 号の方法	0	0	0	0	2
	他のリスク変動の残余	0	0	2	0	0
	他に類するものがない回答	0	0	0	0	1
	無回答	1	0	1	0	2
	計	1	0	5	0	5
金融負債と保険負債	他に類するものがない回答	0	0	0	1	0
	無結論	0	0	0	1	0
	無回答	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	3	0
保険負債	他の質問への回答内容からこの質 問への回答はしない	0	0	0	1	0
保険負債と年金債務	他に類するものがない回答	0	0	0	1	0
従業員給付債務	無回答	0	0	0	1	0
市場性のある負債	他に類するものがない回答	0	1	0	0	0

#### 4.3.3 質問 3 回答の散布度

質問 3 の回答のうち、負債全体を対象とした回答および金融負債を対象とした回答について散らばり指数 (D) を求めた。以下の (表 4-3-3) および (表 4-3-4) を、(表 4-3-1) から「4.1.3 質問 1 回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成した。なお「無回答」、 「無結論」のほか「他の質問への回答内容からこの質問への回答はしない」という回答を除いた。

・負債全体を対象 (表 4-3-3)

	観測値の数 (N)	カテゴリー数 (c)	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
基準金利との差額 (IFRS 第 7 号、B4 項等の方法を含む)	21	1	441
特定の方法を指示すべきではない	5	1	25
IFRS 第 7 号の方法	3	1	9
IFRS 第 7 号の方法 <sup>3</sup> 19基準金利との差額またはクレジット・ デフォルト・スプレッド・レート	2	1	4
他に類するものがない回答	7	7	7
合計	38	11	486

$$D = \frac{11 \times (38^2 - 486)}{38^2 \times (11 - 1)} = 0.7298$$

・金融負債を対象 (表 4-3-4)

	観測値の数 (N)	カテゴリー数 (c)	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
基準金利との差額 (IFRS 第7号. B4 項等の方法を含む)	3	1	9
IFRS 第7号の方法	3	1	9
他のリスク変動の残余	2	1	4
他に類するものがない回答	4	4	4
合計	12	7	26

$$D = \frac{7 \times (12^2 - 26)}{12^2 \times (7 - 1)} = 0.9560$$

負債全体を対象とした回答のうち、回答数の合計が10通以上である属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からの回答を対象に、(表 4-3-5) および (表 4-3-6) を、(表 4-3-2) から「4.1.3 質問1 回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成し散らばり指数 (D) を求めた。なお (表 4-3-3) および (表 4-3-4) と同様に、「無回答」、 「無結論」のほか「他の質問への回答内容からこの質問への回答はしない」という回答を除いた。

・負債全体を対象 — 会計基準設定組織 (表 4-3-5)

	観測値の数 (N)	カテゴリー数 (c)	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
基準金利との差額 (IFRS 第7号. B4 項等の方法を含む)	1	1	1
特定の方法を指示すべきではない	3	1	9
他に類するものがない回答	2	2	2
合計	6	4	12

$$D = \frac{4 \times (6^2 - 12)}{6^2 \times (4 - 1)} = 0.8889$$

・負債全体を対象 — 業界団体：会計士 (表 4-3-6)

	観測値の数 (N)	カテゴリー数 (c)	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
基準金利との差額 (IFRS 第7号. B4 項等の方法を含む)	9	1	81
他に類するものがない回答	2	2	2
合計	11	3	83

$$D = \frac{3 \times (11^2 - 83)}{11^2 \times (3 - 1)} = 0.4711$$

#### 4.4 質問4の集計結果

##### 4.4.1 対象別集計結果

質問4は、自身の信用リスクに起因する部分の会計処理方法について3つの方法を挙げ、望ましいと考えるものを選択するものである。なお示された(a)および(b)は初日の損失(day one loss)を認識するものであり、(a)と(b)との相違は損失の計上方法にある。また(c)は凍結信用方式とも呼ばれる方法である。(表3-1)の区分に従い集計した結果が以下の(表4-4-1)である。

(表4-4-1)

対 象	類 型	回答数
負債全体	(c) を支持：条件なし	36
	(c) を支持：条件あり	
	売買目的の負債は除く	3
	償却原価法がより望ましい	3
	公正価値で評価する負債を除く	2
	他に類するものがない条件	9
	(b) を支持：条件なし	1
	いずれも支持しない	
	公正価値測定に信用リスクは含めるべき	10
	他に類するものがない理由、代替案等	4
	他に類するものがない回答	4
	無結論	1
	無回答	13
	計	86
金融負債	(c) を支持：条件なし	6
	いずれも支持しない	
	公正価値測定に信用リスクは含めるべき	3
	信用リスクに関して複数の見解を示す回答	2
	他に類するものがない理由、代替案等	1
	他に類するものがない回答	5
	無回答	7
計	24	
金融負債と保険負債	他に類するものがない回答	1
	いずれも支持しない	1
	無回答	2
計	4	
デリバティブ	他に類するものがない回答	1

(表4-4-1) 続き

保険負債	(c) を支持：他に類するものがない条件	1
	いずれも支持しない	1
	計	2
保険負債と年金債務	(c) を支持：他に類するものがない条件	1
従業員給付債務	いずれも支持しない	1
	無回答	2
	計	3
市場性のある負債	他に類するものがない回答	1

## 4.4.2 属性別集計結果

次に(表4-1-5)とおなじく会計基準設定組織、業界団体のうちの会計士、保険、銀行、営利企業のうちの銀行について属性別で集計を行った結果が以下の(表4-4-2)である。

(表4-4-2)

対 象	類 型	会計基準 設定組織	業界団体 ：会計士	業界団体 ：銀行	業界団体 ：保険	営利企業 ：銀行
負債全体	(c) を支持：条件なし	10	4	4	2	4
	(c) を支持：条件あり					
	売買目的の負債は除く	0	2	0	0	0
	公正価値で評価する負債を除く	0	2	0	0	0
	他に類するものがない条件	1	2	1	0	1
	(b) を支持：条件なし	0	0	0	1	0
	いずれも支持しない					
	公正価値測定に信用リスクは含めるべき	2	0	0	1	4
	他に類するものがない理由、代替案等	0	1	1	1	0
	他に類するものがない回答	1	0	0	0	0
無回答	0	4	0	1	0	
	計	14	15	6	6	9
金融負債	(c) を支持：条件なし	0	0	1	0	1
	他に類するものがない回答	0	0	1	0	1
	いずれも支持しない					
	信用リスクに関して複数の見解を示す回答	0	0	2	0	0
	他に類するものがない代替案	0	0	0	0	1
無回答	1	0	1	0	2	
	計	1	0	5	0	5
金融負債と保険負債	他に類するものがない回答	0	0	0	2	0
	無回答	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	3	0
保険負債	(c) を支持：他に類するものがない条件	0	0	0	1	0
保険負債と年金債務	(c) を支持：他に類するものがない条件	0	0	0	1	0
従業員給付債務	無回答	0	0	0	1	0
市場性のある負債	他に類するものがない回答	0	1	0	0	0

#### 4.4.3 質問4回答の散布度

質問4の回答のうち負債全体を対象とした回答および金融負債を対象とした回答について散らばり指数 ( $D$ ) を求めた。以下の(表4-4-3) および(表4-4-4)を(表4-4-1)から「4.1.3 質問1回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成した。なお「無回答」, 「無結論」の回答は除いた。

・負債全体を対象(表4-4-3)

類 型	観測値の数 ( $N$ )	カテゴリー数 ( $c$ )	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
(c) を支持: 条件なし	36	1	1,296
(c) を支持: 条件あり			
売買目的の負債は除く	3	1	9
償却原価法がより望ましい	3	1	9
公正価値で評価する負債を除く	2	1	4
他に類するものがない条件	9	9	9
(b) を支持: 条件なし	1	1	1
いずれも支持しない			
公正価値測定に信用リスクは含めるべき	10	1	100
他に類するものがない理由, 代替案等	4	4	4
他に類するものがない回答	4	4	4
計	72	23	1,436

$$D = \frac{23 \times (72^2 - 1,436)}{72^2 \times (23 - 1)} = 0.7559$$

・金融商品を対象(表4-4-4)

類 型	観測値の数 ( $N$ )	カテゴリー数 ( $c$ )	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
(c) を支持: 条件なし	6	1	36
いずれも支持しない			
公正価値測定に信用リスクは含めるべき	3	1	9
信用リスクに関して複数の見解を示す回答	2	1	4
他に類するものがない理由, 代替案等	1	1	1
他に類するものがない回答	5	5	5
計	17	9	55

$$D = \frac{9 \times (17^2 - 55)}{17^2 \times (9 - 1)} = 0.9109$$

また負債全体を対象とした回答のうち, 回答数の合計が10通以上ある属性が「会計基準

設定組織」および「業界団体：会計士」からの回答を対象に、(表4-4-5)および(表4-4-6)を、(表4-4-2)から「4.1.3 質問1回答の散布度」に示した方法と同様の方法で作成し散らばり指数 ( $D$ ) を求めた。なお「無回答」および「無結論」の回答を除いた。

・負債全体を対象 — 会計基準設定組織 (表4-4-5)

類 型	観測値の数 ( $N$ )	カテゴリー数 ( $c$ )	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
(c) を支持：条件なし	10	10	100
(c) を支持：条件あり			
他に類するものがない条件	1	1	1
いずれも支持しない			
公正価値測定に信用リスクは含めるべき	2	1	4
他に類するものがない回答	1	1	1
計	14	4	106

$$D = \frac{4 \times (14^2 - 106)}{14^2 \times (4 - 1)} = 0.6122$$

・負債全体を対象 — 業界団体：会計士 (表4-4-6)

類 型	観測値の数 ( $N$ )	カテゴリー数 ( $c$ )	$\sum_{j=1}^c n_j^2$
(c) を支持：条件なし	4	1	16
(c) を支持：条件あり			
売買目的の負債は除く	2	1	4
公正価値で評価する負債を除く	2	1	4
他に類するものがない条件	2	2	2
いずれも支持しない			
他に類するものがない理由、代替案等	1	1	1
計	11	6	27

$$D = \frac{6 \times (11^2 - 27)}{11^2 \times (6 - 1)} = 0.9322$$

## 5 検討結果および今後の課題

### 5.1 検討結果

本論文は、討議資料 (2009) に対するコメントレーターの回答内容の分散状況の検討を行うことを目的として、まず回答者の分類を行い、その後回答の対象の分類および回答内容の分類を行った。そのうえで負債全体を対象とした回答および金融負債を対象とした回答

について「散らばり指数」を求めた。また同じく負債全体を対象とした回答のうち、回答者の属性が「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」の回答について同様に「散らばり指数 ( $D$ )」を求めた。求めた数値を集約したものが以下の(表 5-1)である。なお  $N$  は無回答、無結論などを除いた観測値の数である。

(表 5-1)

対象—回答者属性	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4
負債全体—全回答者	$N=76$ $D=0.9309$	$N=81$ $D=0.9010$	$N=38$ $D=0.7298$	$N=72$ $D=0.7559$
金融負債—全回答者	$N=19$ $D=0.7313$	$N=22$ $D=0.8678$	$N=12$ $D=0.9560$	$N=17$ $D=0.9109$
負債全体—会計基準設定組織	$N=13$ $D=0.9062$	$N=13$ $D=0.8521$	$N=6$ $D=0.8889$	$N=14$ $D=0.6122$
負債全体—業界団体：会計士	$N=13$ $D=0.9719$	$N=15$ $D=0.9919$	$N=11$ $D=0.4711$	$N=11$ $D=0.9322$

上記(表 5-1)から、いくつかのことが解釈できるが、回答内容が一定の見解に集約することなく分散しているということが言えよう。

例えば負債全体を対象とした回答と金融負債を対象とした回答との比較では、後者の方が、対象範囲は狭いといえる。確かに質問 1 と質問 2 では後者の方が、 $D$  は小さい値となっている。一方で質問 3 と質問 4 では逆に後者の方が、 $D$  は大きな値となっている。すなわち対象範囲にかかわらず見解が分散しているということができよう。

また負債全体を対象とした回答で、全回答者の回答と属性が「会計基準設定組織」の回答者の回答との比較では、 $D$  の大小関係が質問により異なっている。同様に全回答者の回答と属性が「業界団体：会計士」の回答者の回答との比較でも、 $D$  の大小関係が質問により異なっている。属性ごとの回答者の集合は、全回答者の集合の部分集合であるが、属性を特定することによって分散の程度が、小さくなることはない。特に質問 1 および質問 2 に対する属性が「業界団体：会計士」の回答者の回答は、全回答者の回答よりも大きな値で 1 に近くなっている。これはほぼすべての回答者が異なる見解であることを示している。

本論文の目的は、回答の分散状況の検討を行うものである。これに対して実際に分散しており、属性ごとに見て「会計基準設定組織」および「業界団体：会計士」からの回答であっても、その中で分散しているという結論に達した。

## 5.2 今後の課題

本論文の結果を受けて一つには、拙稿(安井, 2013a)でも検討したように、属性の一

つである会計基準設定主体の回答について、その内容を検討する予定である。すなわち回答が分散するという事象と、回答の根拠が論理的に不完全あるいは実証に基づくものであるという事象とが対応することを、より裏付けることを目指すものである。

また本論文のなかでは、コメントレターの回答者という限られた範囲でのみ統計数値を示すという、記述統計の結果を示したに過ぎない。回答が分散するという事象がより広範囲で起こることを示すという、予測統計としての何らかの結果を示すことができるのかは、今後の課題としたい。

#### 注釈

- 1) IASB ウェブサイト, 討議資料「負債測定における信用リスク」コメントレターページ。  
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Credit-Risk-in-Liability-Measurement/DP-Jun-09/Comment-Letters/Pages/Comment-letters.aspx>  
(2013年1月3日～1月4日ダウンロード)
- 2) 地域区分は、下記のウェブサイトを示された外務省の区分によっている。なおIASBのウェブサイトには、コメントレターごとに国が表示されているが、コメントレターの本文をもとに一部修正している。また個別の国が表示されていても、それが国際機関、多国籍組織の本部の所在地であると判断される場合には、「国際機関・多国籍」としている。  
外務省, 各国・地域情勢ページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>  
(2014年1月26日検索)
- 3) 属性については筆者の分類によっている。
- 4) イギリス連邦加盟国については、イギリス連邦ウェブサイトによっている。  
<http://www.commonwealth-of-nations.org/Member-Countries-Brief-Intro,38,30,1>  
(2014年1月25日検索)
- 5) 「散らばり指数」については、(山内 2009. p 44-p 46) によっている。

#### 参考文献

- IASB 2009a. Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement  
—— 2009b. Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement  
—— 2010. Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities
- 安井一浩 2012a 「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられたコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』Vol. 8 No. 1・2: p 95-p 118  
—— 2012b 「IFRSの金融負債規定に関する一考察」『神戸学院大学経営学論集』Vol. 9 No. 1: p 1-p 39  
—— 2013a 「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられた各国会計基準設定組織のコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』Vol. 9 No. 2: p 19-p 49

山内光哉 2009. 『心理・教育のための統計法〈第3版〉』. サイエンス社